

**No.16** 2002年8月発行

# 淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第16回淀川部会の内容……………P.1
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.14
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年6月24日(月)第16回淀川部会が行われました。



【ば・る・るプラザ京都にて】

## 第16回淀川部会 委員リスト

2002.6.24現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榊屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第16回淀川部会の内容

15名の委員が出席して、審議が行われました。委員会からの報告が行われた後、前回に引き続き、淀川部会の中間とりまとめに関して河川管理者との意見交換が行われました。その後、現地対話集会など今後の部会の活動について議論が行われました。

第16回淀川部会(2002.6.24開催)結果報告	2002.6.26庶務発信
開催日時:2002年6月24日(月)13:30~16:30 場所:ぱ・る・るプラザ京都6階会議室C	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回第17回淀川部会は、7月31日(水)13:30~16:30に開催する。河川管理者から提出される河川整備計画原案(の一部)についての意見交換、中間とりまとめに対する一般からの意見について議論する予定。</li> <li>・「水需要管理」「洪水防御・防災」「高水敷利用、水質・環境」のテーマにもとづいて、現地対話集会を8月中旬に2回、9月中旬に1回、計3回実施する。開催日は日程調整を行ったうえで決定する。</li> </ul> <p>2 審議の概要</p> <p>第12回委員会(2002.6.6開催)の報告</p> <p>資料1-1「第12回委員会結果報告」を用いて、委員会の中間とりまとめに関する意見交換の概略等について報告が行われた。</p> <p>淀川部会中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換</p> <p>資料2-1「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515」を用いて意見交換が行われた。環境と利用の主要な論点(高水敷利用、外来種問題、環境用水等)に関する質問を中心に意見交換が行われた。</p> <p>今後の活動について</p> <p>次回部会、および現地対話集会について意見交換が行われ、上記「1.決定事項」のとおり決定された。</p> <p>一般からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者1名から、未処理の下水が河川に流入している問題について発言があった。</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

### 淀川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第16回淀川部会では、資料2-1「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515」をもとに、環境、利用に関する論点を中心に、委員と河川管理者による意見交換が行われました。

以下に、当日議論された質問と意見交換の概要を掲載いたします。

#### 淀川部会中間とりまとめ(020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要

### 3.「利水(水質)」をめぐる意見交換

水質の原状回復義務は、水質事故についての話なのか？

(28) 汚濁の発生があるときは、発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので、利水管理者は管理の徹底を図らねばならない。

**質問** 汚濁の発生については水質事故又は通常の汚濁排出を想定しているのでしょうか。後者も含まれるなら、流域社会すべてが現状に復する義務を有すると思いますが、それは誰に対してでしょうか。又、利水管理者とは河川管理者として理解してよろしいでしょうか。

河川管理者 水質事故であるならある程度原因も特定できますし、原状回復の義務を与えるのは理解できますが、これが、一般家庭から流れる通常の汚濁排水も含まれるとすれば、すべてを管理することは不可能と思われる。また、委員の方からの回答案にもそれぞれ違いが見られます。その点についてどう理解すればよろしいですか。

委員 この部分は基本的には水質事故を想定して書いていますが、例えば農薬など通常の汚濁排水でもポイントがはっきりしている場合、何らかの責任を負って頂く必要があるという趣旨です。

委員 生活雑排水や農業用水など原因を特定しにくいケースにまで河川管理者は対応できないですが、そこが大きな汚濁原因にもなっています。将来的には、NPO団体や地方自治体との協力など開かれた管理体制を築いて、解決していくべきだと思われる。

委員 中間とりまとめ3-4(1)2の「水質」に関する記述と合わせてお考えいただくと、理解が深まると思います。



水質の問題は監視と規制の強化だけでは限界がある。住民側にも義務を課すべきでは？

(36) 河川管理者はこれまでのように水質事故発生時の行政機関の間の連絡体制の維持・管理や他力的に推移する河川の水質の水質基準達成の成否を発表するのみの消極的対応に止まらず、流域のあらゆる汚染源を対象とする河川水質管理制度を創設し、直轄河川及びそれにつながる全ての河川に排出される汚濁物質の「総負荷量規制」を行うべきである。

**質問** 「水質基準達成から総量負荷規制」への転換に応じた対策としての提案をされていますが、本趣旨はこれまでの監視・モニタリング、排水規制、排水処理を強化すべきと理解してよろしいですか。

これまで流水保全水路整備として河川水と流入汚濁水を分流する方策が進められてきておりますがこの方策に対する基本的な考え方をお教え下さい。

河川管理者 水質については、監視と規制強化だけでは限界があると思われます。住民側にも何らかの役割を課すべきではないでしょうか。そのための仕組み等についてお考えがあればお教えください。

委員 川の水質については、まず住民が意識するこ

とが重要です。例えば子供たちを含めて、川で泳げる、遊べる、飲める、さらに、おいしい、という認識で川の水と接することができるようになるべきであると思います。具体的対策については、これから住民とともに検討していくべきでしょう。

委員間で意見が分かれているが？

#### 道路排水

(37) 合流式下水道から分流式下水道への転換・道路排水浄化の対策を図り、河川、海域への汚濁の流出を抑制する必要がある。

**質問** 市街地における面源排水のことなのでしょうか。

河川管理者 この質問に対する回答案が複数の委員から寄せられていますが、意見が2つに分かれています。

委員 委員によって意見が分かれている場合は、部会内での調整が必要です。ワーキンググループでもこういう問題を話し合っていきたいと思っております。



#### 4. 「環境」をめぐる意見交換

##### 河畔林は残してゆくべきか？

###### 3) 河畔林

(33) いわゆる河川区域内の樹林地や河畔林は野鳥を始めとする動植物の棲息の場として河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。

**質問** 河道内樹木については河川の自然な営みによって制御されることが本来で、自然に任せることが基本と考えています。障害にならない範囲で残していくとありますが、残していく基本的な考え方をお教え下さい。

河川管理者 河道内樹林を「障害にならない範囲で残していく」ということの意味は、積極的に保護するという意味なのでしょうか。

部会長代理 自然にまかせ、残るもののみを残すという考え方です。

委員 中洲にある樹林より、むしろ高水敷の樹林こそ問題だと思います。高水敷に樹林が広がることは「川らしさ」を損ね、周辺住民の洪水の危機意識を薄れさせる要因にもなります。そこは河川管理者として、どうお考えなのでしょうか。

河川管理者 高水敷の樹木も同じ考えで、流れに障害がある場合に伐採する方向で考えています。

委員 水が高水敷に上がらないように管理されてい

る中で、果して樹林が治水に障害をおよぼすのかどうか疑問です。

委員 河畔林は確かに治水上障害になりますが、堤防を強化する役割もあります。余裕があるところについては残すほうがよいと思います。また、むやみに切ると野鳥観察をされている人や環境派の人たちに反対されることもあるでしょう。

委員 河畔林が存在する背景は、それぞれ場所ごとに違うので、対策も場所に応じて変えてゆくべきではないでしょうか。

委員 高水敷に樹林があるのは、本来の川らしさと矛盾する話です。

##### 生態系のために必要かつ十分な流量の基準は？

(35) 河川に特有の生物・生態系を維持するために必要かつ十分な流量を確保する。

**質問** 従来、治水と利水管理のために豊・平・低・湧水流量を整理利用していましたが生態環境の見地からはこのような指標だけでは不十分であるとの認識はあります。「必要かつ十分な流量」を確保するためにはどのような基準で設定するのがよいお教え下さい。

河川管理者 平常時の淀川の流量は、生態系や生物にとっては少ないのでしょうか。どのくらいが妥当なのでしょうか。

委員 この「流量」とは、自然な変動のある流量が大事であるという意味です。

河川管理者 質問の意図は、絶対的な流量について足りないのかどうかを聞いているのですが、変動があればよいという意味なのでしょうか。

委員 具体的に流量に問題が起こっている場所がなければ、それでよいと思われます。

委員 「必要かつ十分な流量」という表現は厳密には間違っています。「生態系を維持するために適切な流況」だと思います。

委員 現在の淀川の流量そのものは、豊かであり十分であると思われます。問題は水位変動があるかどうかで、高水敷を切り下げたり、瀬や淵ができるように低水路の幅を狭くしたりして、河道断面の形状を変えるような工夫を施せば対応できるのではないのでしょうか。

委員 水中生物は流況が変化することで産卵が促されます。そのためには、地形(河川形状)に変化をつけ、水をかぶって氾濫原ができるのが一番よいです。

委員 今の点は、環境用水、河川維持用水の問題とも関係してきます。利水管理の視点から見ると、

##### 対策をとるべき外来種の対象範囲は？

(41) 本来の河川が持っていた浅瀬の復活などにより、外来種が繁殖しにくい河川環境を復元することに努める。

**質問** 外来種の中には、本来その河川に存在する固有種以外も対象となるのでしょうか。

河川管理者 外来種の中には本来その川にいない魚も含めるのか、という質問をしたところ、ある委員より、「国内外来種も含めて考えるべき」との返答を頂きました。その点、もう少し詳しくお話をお聞かせ願います。

委員 日本の淡水魚を攪乱しているのは、外来魚だけではありません。琵琶湖産アユの種苗を全国に出荷した際も生態系が崩れました。国内産、国外産に

流況の変化は少ない方がよいので、利水と環境の利害が対立します。将来的に、環境維持用水とは何かということを生態系の専門家がきちんと定義づける必要があると思います。

委員 この辺の話は、以前の部会でも出た話題であり、水需要管理のワーキンググループでも議論されています。水需要管理に関する問題については、河川管理者に資料提供をお願いして、引き続き継続して議論する必要があります。

河川管理者 中小出水時(小さな洪水)に、自然流況に近づけるためにダムから放流すると貯水量の減りが早くなります。利水管理と抵触しますがどうすればよいのでしょうか。

委員 先ほどから話に出ていたように、流況の変動が小さくても、河道断面をなだらかにすれば、水位変動を起こすことは可能であると思われます。

河川管理者 基本的には断面をなだらかにして、流量の変化に反応することが基本で、さらにあまり人工的にコントロールせずに水を流せば良いということですね。

関わらず、外来種のインパクトは大きいので、国内の外来種についても対策が必要と考えます。

さらに、淡水生物は海と行き来するもの以外は隔離度が高いため、広域にいる魚であっても、それぞれの場の種を大事にすることが基本です。種苗の放流というもの十分に配慮しなければいけません。淀川水系の固有種のみを大事にするという意味ではありません。

委員 「本来の河川が持っていた浅瀬の復活」という記述がありますが、これでは少し表現が弱いです。40～50センチ程度の浅瀬であれば、ブラックバスなどの外来種は繁殖できなくなるので、この文章はそういう風に訂正すべきではないでしょうか。

委員 人間も生物も、長期間安心して暮らせることが重要です。異種を混入させて波乱を起こすようなことを人間が物理的に行ってはいけないという意味ですね。

委員 ここでいう外来種とは、具体的にはブラックバス、ブルーギルのことを指しています。先ほど委員が言われたように、浅瀬の復活や高水敷の切り下げ等で対策がとれると思います。

委員 たしかに河川の措置である程度は対策可能ですが、ダムで繁殖した外来種が、上流や下流の河川に広がっていくという現実もありますので、積極的に駆除を謳ったほうがよいと思います。

委員 ブラックバス、ブルーギルのことを意味するのであれば、そう記述した上で、駆除すべきという方向性を打ち出した方がよいのではないのでしょうか。

委員 「ブラックバス・ブルーギルを駆除する」とはっきり書くと、反対する人も多いです。ここはやはり、外来種問題としておくほうがよいのではないのでしょうか。

委員 他の生物の生息に影響のない範囲では保護し、

問題になる魚のみを駆除の対象にすればよいのではないのでしょうか。漁業権の中に、有害なブラックバスの駆除義務も盛り込むべきという意見もあります。

河川管理者 では、ここは、ブラックバス、ブルーギルのことを意味するのだと理解してよろしいですね。

委員 他にも対策が必要な外来魚がいます。カダヤシというメダカくらいの大きさの魚がいて、イタセンパラの稚魚を食べてしまいます。

大事なことは、スポーツフィッシングをする人に対して啓蒙というか、納得してもらうことです。ビジネスとして、海外から持ち帰った発眼卵を放流している人もいますし、それに釣具の業者も関係しているようなことを間接的に聞いたことがあります。

委員 環境保護に国境はありません。もっと広い視野で対策を考えることも必要です。ビジネスとして外来魚を放流している人がいる限り、淀川水系だけで議論しても、すぐに他の地域から外来魚が入り込み、問題の解決になりません。法規制や条約など国レベル、国際レベルでの対策が必要だと考えます。

委員 国レベルでは、今年の5月、全国の漁連、水産庁も各府県に駆除の方針で通達を出しています。また、ここの記述については、今後もいろいろな国から外来種が持ち込まれることも考えられるため、ブラックバス、ブルーギルと限定せず、外来種のまままでよいと思います。



## 5. 「利用」をめぐる意見交換

### 河川公園等の新たな整備は認められるのか？

#### 2) 高水敷利用

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。

(30) 下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、この堤外地に設けられている運動施設はあくまで暫定的なものという認識が必要である。高水敷は「川でしか出来ないことをする空間」として位置付け、「高水敷としての本来の利用」すなわち、河川空間として特有の機能で他の一般の空間と代替出来ない機能を優先することが求められる。また、一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

**質問** グラウンド等運動施設が本来、川にあるべきものとは言い難いことは理解できますが、市民ニーズが多くあるにもかかわらず、「ゾーニング等の手法を用いて河川空間を適正に利用する必要がある」と記述されています。今後は新たな整備を認めないと理解してよいでしょうか？施設設置に対する基本的な考え方をお聞かせ下さい。また、お茶の栽培等の耕作に対する考え方をお聞かせ下さい。

河川管理者 現在ある河川公園やスポーツ施設等は市民のニーズが高いため、将来は別としても、当面は存続させていくものと理解しています。では、さらに、新しい施設を作る、あるいは自治体等が占用の許可を得て新しくつくるといようなことは、許されるのでしょうか。

一般意見では現在のところ、「グラウンドを作ってほしい」、または「今あるグラウンドを永続的に使わせてほしい」という意見は多いですが、「グラウンドをなくせ」という意見は出ていません。

委員 現在の一般の方の要望と、川が将来どうあるべきかは基本的に別として考えたいです。スポーツ施設はやはり堤内地につくるべきであり、河川敷のスポーツ施設は時限的なものとしてしか認められません。川だけの問題ではなく、まちそのものの認識、生活がどうなっていくかが重要です。この流域委員会には、都市計画の関係者が少ないのが残念です。

委員 汽水域にはグラウンドは必要です。緊急時には非常物資の揚陸場としても使えます。問題なのは特定の団体がグラウンドを排他的に占拠しているこ

とではないのでしょうか。

委員 河川敷利用については、沿岸の市町村ともしっかりと徹底的に話し合わねば結論を出すことはできません。また、この問題は、都市計画という視点で考える必要がありますが、そこまで議論を広げてしまうと方向を見失ってしまいます。流域委員会の守備範囲をしっかりと意識したうえで、河川管理上、安全管理上できないことをしっかりと押さえるという方針で議論してはどうでしょうか。

委員 この場で都市計画まで考えるのは難しいですが、何故、河川敷にグラウンドをつくらねばならないのかは議論すべきです。堤内地の企業や大学などの、広く使われていないグラウンドの有効利用を考えてもよいと思います。

委員 河川敷からグラウンドをなくすことについて、自然環境派の人が、いかにして一般の河川敷利用者を説得するか、そこがポイントです。現状を示してしっかりと話し合い、痛感することが納得につながります。

委員 流域の市町村は、河川敷からグラウンドを排除することに反対するでしょうが、それが現在の行政の貧困さを示しています。川らしさとは何か、川のあるべき姿とは何かを考え、それを追い求めることです。

委員 反対意見はよく聞こえますが、一方で賛成の人も結構いると思います。私も、川のあるべき姿を追い求めることを主張すべきであると考えます。

委員 もっと大きな視点から話をすると、川で遊ぶ人から使用料を徴収し、それを上流の浄化槽や植林の事業資金として使うのはどうでしょうか。都心の下流地域では、学校も企業もグラウンドに余裕はありません。ここでは、無理をせず長期的視野に立ち、20年、30年先の子供たちに河川敷がどうあるべきかを優先して考えていきたいところです。

委員 都市計画自身がまことに貧困ですね。都市としてのあり方を考えてもらうためにも、堤内・堤外の双方を、認識をもって議論する必要があると思います。

河川管理者 結論がよくわからないのですが。

委員 河川敷でグラウンド等の新規の整備を認めるのか認めないのか、と問われれば、これまでの議論を統合すると、やはり「認めない」ということになるのではないのでしょうか。

委員 委員会である委員が言われていたように、平成12年3月の地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定された「生物多様性国家戦略」というものが既に示されており、政府の方針である以上、河川の自然回復に全力をあげていくべきではないでしょうか。

河川管理者 政府がこう決めたからやるのだ、ということではこれまでのやり方と変わらないのではないですか。それに、現実に流域委員会は地域住民のニーズとは全く違うことを主張しているのだから、それを住民に押し付けるのなら、彼らとどうコミュニケーションをとるか、どう納得させるのか、進め方を考えるべきではないのでしょうか。

委員 この委員会としては認めないというのなら、その上の段階で地域の人と折り合いをつけてもらう必要があります。

河川管理者 それでは、一部の人に独占的に使わせないという意味として理解してよろしいですか。では、河川敷でのお茶の栽培等、実際に許可を得て行っているものについては、そのまま認めてもよろしいでしょうか。地域と河川が分断されていなかったときの名残りとして、地域社会との連続性を保つ意味でも、ここで出て行けというのは矛盾しているようにも思いますが。

委員 お茶の栽培はこれまでの既得権とも絡むので、今後どう進めていくか、地域住民、行政、NPO等で協議会を作り、時間をかけて段階的に決めていくべきではないでしょうか。

委員 何故、そこでお茶を栽培しているのか、何故グラウンドが河川敷にできているのか、歴史的な背景もよく理解しておく必要があります。すでに社会的に認知された存在でもあるため、そう簡単に排除できるものではありません。ただし、やはり新規では認められません。一部の人に排他独占的に使われるような場所は社会資本的な見地から考えても必要あるとは思えません。

委員 農作物の栽培を許してしまうと、農薬の問題や小屋を建てるなど問題が多発しそうに思います。治水上、水辺に近いところでそのような行為を行うことは許されません。

委員 お茶の栽培は、昔からその土地でやっていたという経緯があります。かつては川ではなかったところが、治水対策上、やむをえず川の敷地内に入れられることとなりました。解決するためには、もう土地ごと買い上げるしか方法はないでしょう。

河川管理者 買い上げる方針ではありますが、予算的な関係もあって思うように進まないのが現状です。

## 水面利用規制の趣旨は？

(31) この区間においては、取水することがないという点から考えると、水上スキー、プレジャーボートなどは、この区間に限定して使用させるといったことを考えてもよいのではないかと考えられる。

質問 3-4 (2) 1) 生物、生態系には、汽水域の水面利用規制の記述があり、本趣旨と違いがあるように感じられます。基本的な考えをお教え下さい。

河川管理者 汽水域については、取水することがないので水上スキーやプレジャーボート等の使用を認めてもよいと思われますが、それでよろしいでしょうか。  
部会長代理 そういうことです。

## 淀川で舟運を行うには、水深が足りず、河道の大幅な改編が必要となるが？

2) そのほかの利用

1) 舟運

(32) 地震等で、陸上交通に支障がおきた場合も含め、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。

質問 河川管理者として、舟運のための航路確保の整備を行うことについての基本的な考え方を教えてください。

河川管理者 現在、震災対策として緊急の船着場や高水敷に緊急用の道路等を整備していますが、枚方よりも北になると、かなり水深が浅いところがあるため、もし、大阪と京都を船で結ぼうと思うと、今の淀川の河道自体を大幅に改変する必要があります。

委員 私は、舟運はやはり必要だと考えます。枚方の三川合流点は、昔から交通の要衝でもあります。そこが何らかの事情で道路や鉄道が使えなくなった場合、もう川しか残っていません。第二に、舟運という文化を次の世代につなげることも大切です。第三に、重いものを大量に運ぶ場合、川を使うのが便利であることがあげられます。

委員 枚方や樟葉の辺りでは、水深が足りないということですが、船を通すためにはどのくらい手を加える必要があるのでしょうか。

河川管理者 一番浅いところで、水深は30センチくらいです。人を乗せた船を浮かべるには、最低でも1.5mから2mくらいの水深は必要です。

委員 これまで、水鳥の話が出てません。淀川には129種類の鳥が飛来しますが、舟運は彼らの障害になります。運行するには、季節や時間、曜日に制約を設けるべきだと思います。

委員 船の維持費は非常に高額です。そもそも、非常時のためにわざわざ舟運の設備を作れるような余裕はないと思います。屋形船程度なら理解できますが。

委員 いや、可能な限り、実現へむけて努力したいです。琵琶湖から大阪湾までを船でつなぎたい。川や水を楽しむという方向で考えていただきたい。

### 最低限の砂利採取は認めるべきではないか？

#### 4) 砂利採取

(34) 河川からの砂利採取は、河川環境を著しく悪化させるので今後は廃止する。

**質問** 現在下流域での浚渫については河川環境を踏まえて抑制しながら行っていますが、砂利採取によって「河川環境を著しく悪化させている。」とは、具体的にどのようなことで悪化しているのかをお教え下さい。

高水敷の切り下げや構造物周辺における堆積土砂の除去によって掘削された土砂を骨材等の建設材料として利用することも今後は廃止すべきでしょうか。

河川管理者 採りすぎを抑制しながら、最低限の砂利採取は認めるべきではないでしょうか。

委員 個人的には河川に入ってくる砂利の量と採取する量とのバランスを維持できるなら、認めるべきではないかと思えます。また、土砂は基本的に移動するほうがよいので、土砂を動かすという意味なら

砂利採取も許すことができます。

委員 量の問題だけでなく、どこで砂利を採るかも問題です。砂利を採ったほうが河川環境をよくする場所もあります。コストの安い取り方ではなく、川にやさしい採り方を考える必要があります。

### 6. その他の事項に関する意見交換

#### 順応的な対応で事業を実施していく中で中長期計画が立てられる？

(42) 淀川本川においては、中長期計画を立てて、掘削による高水敷の切り下げを逐次行い、本来の淀川の植生回復を図る。

**質問** 事業実施については中長期計画を立てて行うのではなく、5年ぐらいの目安で計画時の目標、方針、方法について妥当性を検討し順応的管理を行うと考えていますが、ここで言う中長期計画のイメージはどのようなものかお教え下さい。

河川管理者 事業の実施については、川の自然の反応を見つつ順応的、段階的にすすめるということなので、中長期的な計画は立てにくいと思うのですが。

委員 今は5年ぐらいの目安で施行されているようですが、川の自然の応答レベルを考えればもっと長い期間が必要ではないかと思われれます。

委員 この河川整備計画が30年をめぐりにしているとしたら、3年を1単位に5回くらい計15年やるのが目安ではないでしょうか。

### 本来の川の姿に戻すことと、バリアフリー化は矛盾しないか？

#### (2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

現在、わが国は少子高齢化社会の入り口にさしかかり、今後の急激な高齢化と人口減少の警鐘が鳴り響くなかで、これまでの約半世紀の間に築かれてきた政治・経済・産業など社会構造の大変革が図られている。(44)このようなストレスの多い社会状況にあって、高齢者やハンディキャップをもつ人を含め、すべての人にとって身近な河川の景観や風景はかけがえのない健康維持、癒し、やすらぎの空間である。今後、河川管理者は、水辺へのスロープ、車椅子で容易かつ安全に通れる遊歩道など、川や水辺へのアクセス改善・施設整備などを通じて、「川のバリアフリー化」、「ユニバーサルデザイン」を進め流域のあらゆる人々が等しく川に親しめる空間を創出することが必要である。

**質問** 「河川空間を「川本来の姿に戻す」ことに対し、スロープ・遊歩道等の本来川にない人工構造物の整備を行う場合は、どのように調整すべきかお教え下さい。

河川管理者 あらゆる人が川へアクセスできればよいという趣旨はわかりますが、本来の自然に戻すという前提と矛盾しているように思います。

委員 矛盾していないと思います。ユニバーサルデザインの考え方は、川を作る段階からハンディキャップのある人に配慮していくということです。

委員 確かに、本来の川の姿とは一見矛盾するようにも思われます。しかし、淀川全域で行うという意味ではなく、近くに老人ホームがある所など場所を限定して行えばよいと思います。



## 河川整備計画にここまで記載する必要があるのか？

### (5) (46) 国際交流・連携

**質問** 一般的な必要性は理解できますが、琵琶湖・淀川水系の修復、整備が急務であるとの認識のもとで、国際交流・連携により、淀川水系の整備計画に反映できる成果として、どのようなものが期待できるのでしょうか。

### (6) (47) 国際技術協力

**質問** 一般的な必要性は理解できますが、琵琶湖・淀川水系の修復、整備が急務であるとの認識のもとで、国際技術協力により、淀川水系の整備計画に反映できる成果として、どのようなものが期待できるのでしょうか。

河川管理者 「国際協力」や「国際連携」は、これまでの危機感のある議論とは重さが違うように思います。このことをわざわざ河川整備計画に同列に盛り込んでいく必要があるのでしょうか。

委員 地球規模では、温暖化や気候変動などいろいろと問題になっています。これからは少なくとも東アジアレベルで環境を考えていかなばなりません。酸性雨などは日本国内で対応できる問題ではないし、近畿地方整備局は、日本における河川整備のパイオニアとしてそこまでやっていただきたい。

委員 日本はアジアの一員です。アジアの河川には、水文学的な意味や、生物の多様性や気候帯といった意味で、共通基盤があると思います。

委員 日本の風土の特性をよく知り、実際に事業を行うことで、よその国を知り、よその国とつきあうということが重要です。

委員 この部分は、他省庁との連携も含め、河川管理者にとって有益であり、大変重要であると考えます。

河川管理者 我々は今、大改革を推し進めようとしているところであり、それを遂行するだけでも大仕事であります。とても、国際的な技術指導や協力ま

でを河川整備計画の中に優先的に組み入れる余裕はないと思われませんが。

委員 日本の技術を世界に向けてという意識が必要です。河川管理者だけで行うというのではなく、河川レンジャーや流域センターと連携してやっていけばよいのです。ハードだけでなくソフトな施策についても重要です。



## 説明資料一覧

### 配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y16-A
資料1 - 1	第12回委員会（2002.6.6開催）結果報告	Y16-B
資料1 - 2	委員会中間とりまとめ（020509）に関する委員と河川管理者との意見交換	Y16-C
資料2 - 1	淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	Y16-D
資料2 - 2	河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案	Y16-E
資料2 - 3	淀川部会中間とりまとめ(020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要	Y16-F
資料3 - 1	淀川部会 一般意見聴取の試行/現地対話集会（案）	Y16-G
資料3 - 2	5月～12月の会議日程について	Y16-H
参考資料1 - 1	第15回淀川部会（2002.5.27開催）結果報告	Y16-I
参考資料1 - 2	第4回淀川部会検討会（2002.6.16開催）結果報告	Y16-J
参考資料1 - 3	淀川部会第4回検討会・論点別WG(2002.6.16開催）結果概要（暫定版）	Y16-K
参考資料2 - 1	委員および一般からの意見	Y16-L
参考資料2 - 2	一般からの中間とりまとめへのご意見（2002/6/3～2002/6/20）	Y16-M
資料番号なし	<修正案>淀川部会（5/15）資料2-2に関して：倉田委員提供	Y16-N

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

## これまで開催された委員会および部会等について

第16回淀川部会(平成14年6月24日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	第1回	平成13年2月1日(木)	第6回	平成13年11月29日(木)	第10回	平成14年4月26日(金)
	第2回	平成13年4月12日(木)	第7回	平成14年2月1日(金)	第11回	平成14年5月15日(月)
	第3回	平成13年6月18日(月)	第8回	平成14年2月21日(木)	第12回	平成14年6月6日(木)
	第4回	平成13年7月24日(火)	第9回	平成14年3月30日(土) (意見聴取の会含む)		
	第5回	平成13年9月21日(金)				
琵琶 湖 部 会	第1回	平成13年5月11日(金)	第7回	平成13年11月20日(火) (現地視察)	第12回	平成14年4月7日(日)
	第2回	平成13年6月8日(金) (現地視察)	第8回	平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」	第13回	平成14年5月12日(日)
	第3回	平成13年6月25日(月) (現地視察)	第9回	平成14年1月24日(木)	第14回	平成14年6月4日(火) (現地視察)
	第4回	平成13年8月22日(水)	第10回	平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む)	第15回	平成14年6月17日(月)
	第5回	平成13年10月12日(金)	第11回	平成14年3月13日(水)		
	第6回	平成13年11月1日(木)				
淀 川 部 会	第1回	平成13年5月9日(水)	第6回	平成13年8月19日(日) (現地視察)	第12回	平成14年2月5日(火)
	第2回	平成13年6月2日(土) (現地視察)	第7回	平成13年9月10日(月)	第13回	平成14年3月14日(木)
	第3回	平成13年7月6日(金)	第8回	平成13年10月31日(水)	第14回	平成14年4月5日(金)
	第4回	平成13年8月9日(木) (現地視察)	第9回	平成13年11月26日(月)	第15回	平成14年5月27日(月)
	第5回	平成13年8月11日(土) (現地視察)	第10回	平成13年12月17日(月)		
猪 名 川 部 会	第1回	平成13年5月23日(水)	第5回	平成13年10月9日(火)	第9回	平成14年2月15日(金)
	第2回	平成13年6月7日(木) (現地視察)	第6回	平成13年12月18日(火)	第10回	平成14年3月4日(月)
	第3回	平成13年6月21日(木) (現地視察)	第7回	平成14年1月18日(金)	第11回	平成14年6月11日(火)
	第4回	平成13年8月7日(火)	第8回	平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む)		
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)	第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)		
	発足会	平成13年2月1日(木)	シンポジウム	平成14年6月23日(日)		
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)				

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

下記にご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL ( )

E-Mail ( )

お名前( )

3 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。下記にご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL ( )

E-mail ( )

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

---

## 淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.16

---

2002年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

---

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

**TEL:(06)6341-5983** FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。